



2026 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 ア ブ ワ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長グループ C E O 井内 卓嗣
(コード番号 7 4 7 6 東証プライム)
問合せ先 取締役 C F O コーポレート本部長 西川 圭介
(TEL. 0 6 - 6 4 4 7 - 1 2 1 0)

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了並びに 主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 7 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 459 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2026 年 8 月 10 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2026 年 9 月 7 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。2026 年 8 月 7 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得については、これをもって終了いたしました。また、本公開買付けの決済の開始日である 2026 年 10 月 6 日をもって、当社の主要株主に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

アズワン株式会社

(大阪市西区江戸堀二丁目 1 番 27 号)

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2026 年 8 月 10 日（月曜日）から 2026 年 9 月 7 日（月曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日

2026 年 8 月 10 日（月曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,151 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2026年10月6日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(ア) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式

会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(イ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付けにおける買付け等の価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限り、）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われな

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	2,750,000 株	一株	2,500,004 株	2,500,004 株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

アズワン株式会社

（大阪市西区江戸堀二丁目1番27号）

アズワン株式会社 東京オフィス

（東京都中央区八丁堀二丁目23番1号）

アズワン株式会社 横浜支店

（横浜市港北区新横浜二丁目6番地3）

アズワン株式会社 名古屋支店

（名古屋市中区錦二丁目2番13号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得した株式の種類

普通株式

2. 取得した株式の総数

2,500,004 株

(注) 発行済株式総数に対する割合 3.33% (小数点以下第三位を四捨五入)

3. 株式の取得価額の総額

5,377,508,604 円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

4. 取得した期間

2026 年 8 月 10 日 (月曜日) から 2026 年 9 月 7 日 (月曜日) まで

5. 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2026 年 8 月 7 日開催の取締役会の決議による会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する 2026 年 8 月 7 日開催の取締役会における決議事項

(1) 取得対象株式の種類 普通株式

(2) 取得する株式の総数 2,750,100 株 (上限)

(注) 2026 年 8 月 7 日現在の発行済株式総数
に対する割合 3.67% (小数点以下第
三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額 5,915,465,100 円 (上限)

(4) 取得する期間 2026 年 8 月 10 日から 2026 年 10 月 31 日まで

III. 主要株主の異動について

1. 異動予定年月日

2026 年 10 月 6 日 (本公開買付けの決済の開始日)

2. 異動が生じる経緯

当社は、2026 年 8 月 10 日から 2026 年 9 月 7 日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2026 年 9 月 7 日をもって終了いたしました。

本公開買付けにおいて、当社の主要株主である有限会社井内盛英堂（以下、「井内盛英堂」といいます。）から、その所有する当社普通株式の2,500,000株の応募があり、本公開買付けの結果、当社は、当該応募株券等のすべてを取得することとなりました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済の開始日である2026年10月6日付で、当社の総株主の議決権に対する井内盛英堂の所有する議決権の数の割合が10%未満となるため、井内盛英堂は当社の主要株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 名 称	有限会社井内盛英堂
(2) 所 在 地	大阪市北区天満四丁目10番15号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 井内 郁江
(4) 事 業 内 容	不動産の賃貸
(5) 資 本 金	5百万円（2026年3月31日現在）

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	75,662 個 (7,566,292 株)	10.59%	第2位
異動後	50,662 個 (5,066,292 株)	7.35%	第2位

(注1) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年3月31日現在の発行済株式総数75,012,540株から議決権を有しない株式数3,558,740株（単元未満株式数75,640株及び自己株式数3,483,100株）を控除した議決権の数（714,538個）を分母として算出しております。

(注2) 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年3月31日現在の総株主の議決権の数（714,538個）から、本公開買付けにより当社が取得する当社普通株式（2,500,004株）に係る議決権の数（25,000個）を控除した数（689,538個）を分母として算出しております。

(注3) 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 「大株主順位」は、2026年3月31日現在の株主名簿を基準に推定しております。

5. 今後の見通し

上記の主要株主の異動による当社の業績への影響はありません。

以 上